

## 大阪府条例第八十二号

### 大阪府議会大阪府域における新たな大都市制度検討協議会設置条例

社会、経済、財政などの面で「大阪」の状況がより厳しさを増す中で、広域自治体である大阪府と基礎自治体であり地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市である大阪市が、十分に協調することなく、それぞれに独自に行政運営している現状は、二重行政、投資の分散を招き、結果として大阪の成長を妨げることから、大阪府域全体からみると看過できず、大阪にふさわしい新しい大都市制度を早急に構築する必要がある。

大阪にふさわしい新しい大都市制度を構築するに当たっては、住民の代表機関である大阪府、大阪市及び堺市の各議会での議論はもとより、三者での連携した議論が行われ、今後の大綱となるべきものを制定すべきである。

よって、大阪府議会は、大阪市議会及び堺市議会に対して、三者合同での議論の場を求めるとともに、大阪府議会での協議の場を設置するため、この条例を制定する。

#### (設置)

第一条 大阪府議会において、大阪府域における新たな大都市制度を検討するため、協議会を設置する。

#### (名称)

第二条 協議会は、大阪府議会大阪府域における新たな大都市制度検討協議会(以下「協議会」という。)という。

#### (協議事項)

第三条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- 一 大阪府域における統治機構のあり方に関する事項
- 二 大阪府域における広域自治のあり方に関する事項
- 三 大阪府域における基礎自治のあり方に関する事項
- 四 大都市行政における税財源と財政運営のあり方に関する事項
- 五 新たな大都市制度における議会のあり方に関する事項
- 六 その他大都市制度の検討に必要な事項

#### (組織)

第四条 協議会は、委員二十人をもってこれを組織する。

2 委員は、議長及び各会派から推薦のあった議員とする。

3 協議会に座長を置く。

4 座長は、議長をもって充てる。

5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が予め指定した委員が座長の職務を代理する。

#### (会議)

第五条 協議会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、協議会の議事を整理し、秩序を保持する。

3 協議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

5 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。

6 協議会の会議は、公開とする。

(専門的事項の調査)

第六条 協議会は、大阪府議会に対して、第三条の協議事項に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条の二の規定により、必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることを求めることができる。

(報告)

第七条 座長は、協議会の協議結果を平成二十三年九月三十日までに大阪府議会に報告するものとする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の会議その他協議会の議事の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。